

【令和5年度 九十九里町移住支援金 フローチャート】



スタート

転入する直前に、連続して1年上、
『東京23区に在住』又は『東京圏
(注)から東京23区に通勤』している
※在住と通勤の期間は合算可能

NO

YES

転入する直前10年間のうち通算し
て5年以上、『東京23区に在住』又
は『東京圏(注)から東京23区に通
勤』している
※在住と通勤の期間は合算可能

NO

YES

(注)東京圏とは、東京都、神奈川県、埼玉
県のうち条件不利地域以外の地域
※千葉県は対象となりません

本支援金の対象にはなりません

NO

下記①～④のいずれかに該当

①就職（一般）
千葉県の就職マッチ
ングサイト「千葉県
地域しごとNAVI」
に掲載の移住支援金
対象法人に就職し、
3ヶ月以上在職して
いる



千葉県地域しごとNAVI

②就職（専門人材）
千葉県が実施するプ
ロフェッショナル人
材事業又は先導的人
材マッチング事業を
利用して就職し、
3ヶ月以上在職して
いる



千葉県HP

③起業※令和5
年分終了
九十九里町で起業し
千葉県地域課題解決
型起業支援事業補助
金の交付決定を受け
てから1年以内であ
る



千葉県産業振興センター

④テレワーク
自己の意思により移
住した場合で、移住
元での業務を引き続
き行うこと
デジタル田園都市国
家構想交付金を活用
した取組の中で、所
属先企業等から資金
提供されていないこ
と

YES

NO

九十九里町へ転入後 1年以内である

YES

本支援金の対象となる可能性があります

〔単身：60万円〕〔世帯：100万円〕※子ども加算あり



※このフローチャートは簡易版のため、ご自身が対象になるかならないかなど詳細については、必ずお問い合わせください。

【問合せ先】九十九里町役場 企画政策課 地域政策係（電話0475-70-3176）